

アロマコーディネーターのための法律ガイド

現在、アロマのショップ・サロンを開業する場合に、その業務を直接規制する法律はありません。また、役所の許認可を取る必要もありません。ただし、精油やアロマに関する商品を販売する等の事業・ビジネスを行う場合には、さまざまなルール・法律を守る必要があります。

以下は、適用されることが多い代表的な「法律」等についてのアロマコーディネーターのためのガイドラインです。なお、このガイドラインは全ての「法律」を網羅しているものではありません。あくまでも、アロマコーディネーターが活動するにあたって直面することが多いであろう「法律」についてのガイドラインとなっておりますので、その旨ご理解いただき、ご不明な点は各法律における各種機関や専門家、弁護士等にご相談されてください。

【注意事項】

法律を遵守するにあたって、次のような行為には注意が必要です。

①他社・他者もやっているから大丈夫、とは判断しない

②ブログ・SNS等の情報を鵜呑みにしない

大手企業・有名企業がやっているから大丈夫、とは思わないでください。そういった企業でも、きちんと法律を守っているとは限りません。また、ブログ・SNS等での情報ですが、身分不明な方の情報をそのまま流用しないことは当然ですが、「弁護士」「医師」といった社会的身分のきちんとした方の情報であっても、鵜呑みにするのは危険ですのでご注意ください。というのも、状況・地域・方法等が違うだけでも、「違法」となるケースもあるからです。たとえば、「東京」の保健所では「合法」と判断されたケースが、「北海道」の保健所では「違法」と判断される可能性があります。

■特定商取引法

特定商取引法とは、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。具体的には、「通信販売」や「電話勧誘販売」といった消費者トラブルを生じやすい取引類型（販売方法）を対象に、事業者が守るべきルールを定めています。精油やアロマに関する商品をWEB・オンラインで販売する場合には「通信販売」に該当しますので、「特定商取引ガイド」のサイトにて、内容をご確認ください。

また、「法律解釈」等については、お近くの「地方経済産業局の窓口」にご相談ください。

※特定商取引ガイドサイト内に連絡先の記載があります

なお、自社・自分で直接販売するのではなく、「楽天市場」等の他社のプラットフォーム・サービスを利用し出店・販売を行う場合には、サービス提供事業者から「特定商取引」に関する記載が求められますので、該当するサイトの指示に従いましょう。



特定商取引法ガイドサイト

■著作権

精油やアロマに関する商品を販売する際の「広告」「販売ページ」や、教室で利用する「テキスト」等で利用する「文章」「画像」等については「著作権法」の注意が必要です。「著作権法」の内容は、大変複雑で判断が難しい法律です。原則として、他者・他社の「書籍・文章」「HP・ブログ・SNS」等から、著作権者の許可なく無断で「文章」「画像」等を利用しますと「著作権違反」になると考えます。例外は、フリー素材のように「自由にご利用ください」と明記されている「文章」「画像」等の利用です。こういったケースは、「著作権違反」にはなりません。

また、「著作権法」で定められた正しい「引用」方法で引用すれば、「著作権法違反」にはなりません。ただし、引用方法・判断基準が難しい分野でもありますので、不安がある場合には文化庁のサイトに掲載されています「著作権の正しい利用方法」にて確認してください。



文化庁著作権の正しい利用方法

■PL法（製造物責任法）

化粧品・雑貨を販売するにあたっては、製造物責任法（PL法）が関わってきます。手作り品（製品）に欠陥があったり、使用した方に損害を与えた場合は、製造者・販売者として責任が問われます。PL法における対策・対応方法等については、製品ごとに異なります。詳しい内容等については、消費者庁サイト内の「製造物責任法に係る関連施策」にて問合せ先を確認の上、ご相談ください。なお、損害保険会社等による「PL保険」へ加入することも、損害賠償請求に対しての有効な備えとなります。※JAA会員様向けの「PL保険」については、事務局までお問合せください。



消費者庁民間PLセンター一覧

■個人情報保護法

個人情報保護法は、主に個人情報を取り扱うショップ・サロン等の事業者の遵守すべき義務等を定める法律です。個人情報の流出等を招いた場合、多額の損害賠償責任やショップ・サロンの信用を傷つけることになりかねませんので、下記の主な内容に基づき法律を遵守しましょう。

【主な内容】

- **利用目的の明確化・利用目的による制限（第15条、第16条）**
個人情報を取り扱うときは、利用目的をできる限り具体的かつ明確にしてください。
事前に決めた利用目的以外に個人情報を利用することはできません。
- **個人情報の適正な取得・利用目的の通知、公表（第17条、第18条）**
偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。
- **個人情報の正確性の確保（第19条）**
利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めてください。
- **個人情報の安全管理措置・従業者、委託先の適切な監督（第20条、第21条、第22条）**
個人データの漏洩や滅失又は毀損を防ぐために必要かつ適切な安全管理措置を講じてください。
- **個人情報を第三者に提供する場合の制限（第23条～第26条）**
あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者などの第三者に個人データを提供してはいけません。
- **利用目的等の公表・個人情報の開示、訂正、利用停止（第27条～第34条）**
事業者の氏名又は名称、保有個人データの利用目的、開示等に必要の手続、苦情の申出先等について本人に分かる状態（公表）にしてください。
- **苦情の処理（第35条）**
個人情報の取扱いについて苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めてください。

■広告・表現

ショップ・サロン・WEB・オンライン等で「商品販売」「サービス案内」をする際の「広告・表現」についても、さまざまな法律によって規制・制限をされています。

①「効果効能」の表現について

薬機法では、「効果効能・治療」を意味するような表現は禁止されています。

◇相談窓口 各都道府県 ※東京都の場合「東京都薬務課監視指導担当」

②「過大・誇張」表現について

景品表示法では、主に過大・誇張表現について規制されています。「絶対に」「安全に」「最高」といった表現をする際にはご注意ください。

◇相談窓口 各都道府県 ※東京都の場合「東京都生活文化局消費生活部取引指導課表示指導担当」

③「医師的・医療的」行為・表現について

医療法では、病院または診療所と紛らわしい名称をつけることを禁止しています。たとえば、「メディカル○○○」といった表現にはご注意ください。また、表現ではありませんが、医師法では、「医業行為（医師のみが

行うことができる医療行為)」を行うことを禁止しています。たとえば、サロン等で、お客様の体調を聞いて、治療を目的で精油販売・施術行為をすること等は厳重にご注意ください。

◇相談窓口 各都道府県 ※東京都の場合「東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当」または区の保健所

④「マッサージ」表現について

「あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師等に関する法」では、「あん摩マッサージ指圧師の有資格者」以外が「マッサージ」という表現をすることを禁止しています。そのためにアロマサロンでは、「マッサージ」ではなく「トリートメント」という表現をしていることが多くあります。

◇相談窓口 各都道府県 ※東京都の場合「東京都福祉保健局」または区の保健所

■化粧品製造・販売

ご自身で製作したアロマクラフト・精油を一般に販売する場合は各種法律にご注意ください。

手作りであっても化粧品や医学部外品を製造販売する場合は、「化粧品製造販売業許可」を取得する必要があります。「肌につけるもの、肌に触れるもの」は「化粧品」に該当するとお考え下さい。

【化粧品に該当するものの例】

アロマコスメ、スキンケア用品全般（化粧水、ローション、クリーム、蜜蝋バーム、リップクリーム、ボディパウダー、メイクアップ用品、香水…）、シャンプー、コンディショナー、石鹸、歯磨き、マウスウォッシュ、入浴剤、バスボム

【化粧品に該当しないもの（雑貨扱い）の例】

ルームスプレー、ポプリ、サシェ、キャンドル

◇相談窓口 各都道府県 ※東京都の場合「東京都薬事監視課」

■開業時の届出等

株式会社等の法人としてではなく個人として、アロマのショップ・サロンを開業する場合には、個人事業主として、管轄の税務署・都道府県税事務所へ「開業届出書」の提出が必要となります。

税務署には、開業日から1カ月以内。都道府県税事務所（東京都の場合）には、開業日から14日以内が、それぞれの期限です。

個人事業の開業届・廃業届出等手続きの詳細については、国税庁のサイトにてご確認ください。

また、個人事業主になりますと、毎年2/15～3/15の間に「確定申告」を行う必要があります。

その際は、「青色申告」を選択すると節税できる可能性があります。ほかにも、開業する際に、社員・アルバイトを雇う場合には、税務署へ「給与支払事務所開設届出書」の提出が必要です。

◇相談窓口 税務署・各都道府県税事務所

なお、社員・アルバイトを雇う場合には、「労働保険 保険関係成立届」「適用事業報告」を「労働基準監督署」に、「雇用保険被保険者資格取得届」を「ハローワーク」に、それぞれ提出する必要があります。

◇相談窓口 「労働基準監督署」「ハローワーク」「社会保険労務士」



国税庁開業廃業手続きについて

■各テキストの掲載ページ

	PL法	個人情報保護法	公告・表現	化粧品製造・販売	開業届出
アロマコーディネーター レッスンテキストブック 加盟校用（オレンジ）	Lesson15 P160～164	Lesson15 P169, P174	Lesson15 P164～171, P177～179	Lesson15 P160～161, P173～174	Lesson15 P172～173
アロマコーディネーター レッスンテキストブック JAS用（バインダー）	Lesson6 P4～8	Lesson6 P13～14, P19～20	Lesson6 P8～16, P23～25	Lesson6 P4～8, P19	Lesson6 P17～18